第６９号議案

　　品川区手数料条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和３年１１月２５日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区手数料条例の一部を改正する条例

　品川区手数料条例（平成１２年品川区条例第５号）の一部を次のように改正する。

　別表⑸の表５７の項金額の欄中「第１号アの(ア)、同号イの(ア)または同号ウの(ア)」を「第１号ア(ア)または同号イ(ア)」に、「第２号アの(ア)または同号イの(ア)」を「第２号ア(ア)または同号イ(ア)」に改め、「を、当該建築物における認定申請戸数で除した額（１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同欄第１号ア中「区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項各号（第３号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第６条の２第５項の確認書もしくは住宅性能評価書またはこれらの写し」に改め、同号ア(ア)中「７，２００円」を「７，１００円」に改め、同号ア(ウ)中「２３，０００円」を「２２，０００円」に改め、同号ア(オ)中「６１，０００円」を「５７，０００円」に改め、同号ア(カ)中「１０４，０００円」を「９４，０００円」に改め、同号ア(キ)中「１７２，０００円」を「１６１，０００円」に改め、同号ア(ク)中「２１６，０００円」を「１９０，０００円」に改め、同号ア(ケ)中「２３４，０００円」を「２０３，０００円」に改め、同号中イを削り、同号ウ中「およびイ」を削り、同号ウ(ア)中「４７，０００円」を「５２，０００円」に改め、同号ウ(イ)中「１０９，０００円」を「１２２，０００円」に改め、同号ウ(ウ)中「１７５，０００円」を「１９６，０００円」に改め、同号ウ(エ)中「３４５，０００円」を「３８６，０００円」に改め、同号ウ(オ)中「６１７，０００円」を「６９１，０００円」に改め、同号ウ(カ)中「１，０６２，０００円」を「１，１８８，０００円」に改め、同号ウ(キ)中「１，９６４，０００円」を「２，１９８，０００円」に改め、同号ウ(ク)中「２，８０９，０００円」を「３，１４０，０００円」に改め、同号ウ(ケ)中「３，４４３，０００円」を「３，８４７，０００円」に改め、同号ウを同号イとし、同欄第２号ア中「の書類」を「に規定する書類」に改め、同号ア(オ)中「８８，０００円」を「８５，０００円」に改め、同号ア(カ)中「１５１，０００円」を「１４０，０００円」に改め、同号ア(キ)中「２５０，０００円」を「２４２，０００円」に改め、同号ア(ク)中「３１１，０００円」を「２８４，０００円」に改め、同号ア(ケ)中「３３６，０００円」を「３０４，０００円」に改め、同号イ(ア)中「６８，０００円」を「７８，０００円」に改め、同号イ(イ)中「１６０，０００円」を「１８３，０００円」に改め、同号イ(ウ)中「２５５，０００円」を「２９３，０００円」に改め、同号イ(エ)中「５０４，０００円」を「５７９，０００円」に改め、同号イ(オ)中「９０３，０００円」を「１，０３７，０００円」に改め、同号イ(カ)中「１，５５２，０００円」を「１，７８２，０００円」に改め、同号イ(キ)中「２，８７２，０００円」を「３，２９６，０００円」に改め、同号イ(ク)中「４，１０６，０００円」を「４，７１０，０００円」に改め、同号イ(ケ)中「５，０３２，０００円」を「５，７７０，０００円」に改め、同表５８の項金額の欄中「前項第１号アの(ア)から(ケ)まで、同号イの(ア)から(ケ)までまたは同号ウの(ア)」を「前項第１号ア(ア)から(ケ)までまたは同号イ(ア)」に、「同号アの(ア)、同号イの(ア)または同号ウの(ア)」を「同号ア(ア)または同号イ(ア)」に、「前項第２号アの(ア)から(ケ)までまたは同号イの(ア)」を「前項第２号ア(ア)から(ケ)までまたは同号イ(ア)」に、「同号アの(ア)または同号イの(ア)」を「同号ア(ア)または同号イ(ア)」に改め、「を、変更認定申請戸数で除した額（１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同表５９の項事務の欄中「場合」の次に「または同条第３項の規定に基づく管理者等が選任された場合」を加え、同項名称の欄中「場合」の次に「または管理者等が選任された場合」を加え、同項金額の欄中「２，１００円」を「２，３００円」に改め、同表６０の項金額の欄中「２，１００円」を「２，３００円」に改め、同表６０の６の項金額の欄第１号中「第２条第３号」を「第２条第１項第３号」に改める。

付　則

１　この条例は、令和４年２月２０日から施行する。ただし、別表⑸の表６０の６の項の改正規定は、公布の日から施行する。

２　改正後の別表⑸の表５７の項から６０の項までの規定は、この条例の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。この場合において、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第４８号）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に係る別表⑸の表５８の項の規定の適用については、同項中「）の手数料を加えた額）」とあるのは、「）の手数料を加えた額）を、変更認定申請戸数で除した額（１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とする。

（説明）長期優良住宅の普及の促進に関する法律等が改正されたことに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に係る手数料を見直すほか、規定を整備する必要がある。